被災建築物応急危険度判定センターと災害対策本部救護センターの設置について(案)

１．趣旨

　地震発生時に、学内の専門家を結集して、災害対応にあたる体制を整備する。

２．**被災建築物応急危険度判定センター**（以下「建築物判定センター」という。）

　（１）開設のイメージ

　　　　事務局施設管理部建築系職員と各部局建築系職員と環境学研究科、減災連携研究センターなどの建築構造の教員を応急危険度判定員として任命し、名簿の管理と事前教育を行う。

防災訓練時に建築物判定センターの設置訓練と判定員の参集訓練を実施する。

　（２）設置場所

　　　　災害対策本部指定場所（本部４号館会議室）

　（３）担当する部署

　　　　本部自衛消防隊工作班

３．**災害対策本部救護センター**（以下「救護センター」という。）

　（１）開設のイメージ

　　　　本部自衛消防隊救護班と学内の医師免許保持者、医療関係者が協力して災害時の負傷者の救護にあたる救護センターを設置する必要があるため、災害時救護にあたる医師免許保持者の協力を得て、名簿を作成し管理する。

　　　　防災訓練時に救護センターの設置訓練と参集訓練を実施する。

　（２）設置場所

　　　　ＥＳ総合館1階

　（３）担当する部署

　　　　本部自衛消防隊救護班